

スポーツ振興くじ（第1145回及び第1146回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第324号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2019年12月3日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1及び2のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1及び2のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙3のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1及び2のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙3のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1及び2のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙3のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙3のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1145回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
 - (1) BIG (ビッグ)
2019年12月14日(土)～同年12月21日(土)
 - (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)
2019年12月14日(土)～同年12月21日(土)
 - (3) BIG1000 (ビッグセン)
2019年12月14日(土)～同年12月21日(土)
 - (4) mini BIG (ミニビッグ)
2019年12月14日(土)～同年12月21日(土)
 - (5) toto (トト)
2019年12月15日(日)～同年12月21日(土)
 - (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)
2019年12月15日(日)～同年12月21日(土)
 - (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)
2019年12月15日(日)～同年12月21日(土)
 - (8) totoGOAL3 (トトゴールスリー)
2019年12月15日(日)～同年12月21日(土)
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2019年12月21日(土)及び同年12月22日(日)

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム

(5) toto (トト)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.13のサッカーチーム

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

以下の対象試合のうち、試合No.7からNo.11のサッカーチーム

(8) toto GOAL 3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.5のサッカーチーム

[開催日]	[試合No.]	[ホームチーム]	[アウェイチーム]
12月21日	No.1	シャルケ04 (シャルケ)	SCフライブルク (フライブルク)
12月21日	No.2	1. FCケルン (ケルン)	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)
12月21日	No.3	バイエルン・ミュンヘン (バイエルン)	VfLヴォルフスブルク (ヴォルフス)
12月21日	No.4	RBライプツィヒ (ライプツィヒ)	FCアウグスブルク (アウグス)
12月22日	No.5	ヘルタBSC (ヘルタ)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)
12月21日	No.6	FSVマインツ05 (マインツ)	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)
12月22日	No.7	アストン・ヴィラ (アストン)	サウザンプトン (サウザン)
12月22日	No.8	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	クリスタル・パレス (クリスタル)
12月22日	No.9	マンチェスター・シティ (マンC)	レスター・シティ (レスター)
12月21日	No.10	エヴァートン (エヴァートン)	アーセナル (アーセナル)
12月22日	No.11	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	バーンリーFC (バーンリー)
12月22日	No.12	ブライトンアンドホーヴアルビオン (ブライトン)	シェフィールド・ユナイテッド (シェフィールド)
12月22日	No.13	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)
12月22日	No.14	フラム (フラム)	リーズ・ユナイテッド (リーズ)

第1146回

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第1146回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
2019年12月21日（土）～同年12月28日（土）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
2019年12月28日（土）、同年12月29日（日）及び同年12月30日（月）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G（ビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (2) 100円B I G（ヒャクエンビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
 - (3) B I G 1000（ビッグセン）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
 - (4) m i n i B I G（ミニビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組（ミニトト エイクミ）
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組（ミニトト ビークミ）
以下の対象試合のうち、試合No.6からNo.10のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3（トトゴールスリー）
以下の対象試合のうち、試合No.2、No.3及びNo.5のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
12月28日	No.1	ブライトンアンドホーヴアルビオン（ブライトン）	AFCボーンマウス（ボンマウス）
12月29日	No.2	ニューカッスル・ユナイテッド（ニューカッスル）	エヴァートン（エヴァートン）
12月29日	No.3	サウザンプトン（サウザン）	クリスタル・パレス（クリスタル）
12月29日	No.4	ウェストハム・ユナイテッド（ウェストハム）	レスター・シティ（レスター）
12月30日	No.5	リヴァプール（リヴァプ）	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ（ウルヴァー）
12月29日	No.6	ノーウィッチ・シティ（ノーウィッチ）	トテナム・ホットスパー（トテナム）
12月29日	No.7	バーンリーFC（バーンリー）	マンチェスター・ユナイテッド（マンU）
12月29日	No.8	アーセナル（アーセナル）	チェルシー（チェルシー）
12月30日	No.9	マンチェスター・シティ（マンC）	シェフィールド・ユナイテッド（シェフィールド）
12月29日	No.10	ワトフォード（ワトフォ）	アストン・ヴィラ（アストン）
12月30日	No.11	ウェストブロムウィッチアルビオン（ウェブ）	ミドルスブラ（ミドルス）
12月30日	No.12	バーミンガム・シティ（バーミン）	リーズ・ユナイテッド（リーズ）
12月30日	No.13	プレストン・ノースエンド（プレストン）	レディング（レディング）
12月30日	No.14	スウォンジー・シティ（スウォンジ）	バーンズリー（バーンズ）

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円B I G (ハクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) BIG (ビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) toto (トト)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(8) toto GOAL 3 (トトゴールスリー)

1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 5分の4
- 2等 100分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 100分の3
- 6等 20分の1

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(5) t o t o (トト)

- 1等 10分の7
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 1分の1

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 1分の1

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) B I G (ビッグ)
一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)
- (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (3) B I G 1000 (ビッグセン)
一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)
- (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)
- (5) t o t o (トト)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)
- (6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
- (8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)